

令和7年度 岩手県内部統制評価報告書

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、次のとおり報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「岩手県内部統制基本方針」（令和2年1月29日改定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の取組を推進しています。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができるよう、内部統制の取組を適宜見直ししながら、推進します。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、「内部統制評価実施要領」（令和4年7月7日付け行経第102号）に基づき、基本方針第2に規定する対象事務（財務に関する事務）に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続により全庁的な評価を実施したところ、重大な不備として、医療費助成事務における不適切な事務処理事案が把握されたことから、当該所属における内部統制は有効に運用されてはいなかったと考えます。当該所属においては、再発防止策を講じたところですが、事務懈怠を含む不正リスクをはじめ、組織目的の達成を阻害するリスクの低減に継続的に取り組み、適切な事務の執行を図る必要があります。

なお、その他の所属においては、対象事務の不備（支払や収入の遅延、財産登録漏れなど）が把握されたところですが、既に対応策を整備し、再発防止に取り組んでいることから、内部統制は概ね有効に運用されていたと考えます。一方で、重大な不備には至らないまでも、不適切事案の発生件数は昨年度より増加していることから、今後においても、リスク評価に基づく取組の充実を図り、不適切事案の着実な低減に取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

上記の運用上の重大な不備等については、把握後、対応を行ったところですが、業務進捗の可視化に加え、不備の是正に資する取組の共有や、これを踏まえた有効な点検項目の設定などによりリスクマネジメントの強化を図り、不適切事案の未然・再発防止に取り組めます。

令和8年8月6日

岩手県知事

達増拓也